２　前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　理由書

二　前項第二号に規定する責任者の履歴書

三　次条各号に規定する金利リスクに係る内部割引率手法の承認の基準に適合していることを示す書類

四　その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

（金利リスクに係る内部割引率手法の承認の基準）

第百八条　金融庁長官は、第百六条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準の全てに適合しているかどうかを審査するものとする。

一　報告保険会社等が資産及び負債の総合的な管理に関する明確な方針を定め、適切な管理体制の下で、当該方針に従い資産及び負債を管理していること。

二　報告保険会社等の資産及び負債の総合的な管理が、第三章の規定にかかわらず、報告保険会社等が妥当と判断する経済価値評価の手法による定量的分析に基づき行われていること。

三　前号の経済価値評価の手法が、組織の各階層におけるリスク管理及び意思決定並びにリスクとソルベンシーの自己評価において、重要な役割を果たしていること。

四　第三章第二節第三款第一目に規定するLOT又はUFRに起因して、標準的手法（前目に定めるところにより金利リスクの額を算出する手法をいう。以下この目において同じ。）による金利リスクの額が報告保険会社等の資産及び負債の総合的な管理の実態を反映するものとなっていないこと。

（金利リスクに係る内部割引率手法の変更に係る届出）

第百九条　内部割引率手法採用社は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときには、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一　第百七条第一項に規定する承認申請書の記載事項に変更があった場合

二　前条各号に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

２　前項第二号に掲げる事由が生じた場合には、内部割引率手法採用社は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該内部割引率手法採用社のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。

（金利リスクに係る内部割引率手法に係る承認の取消し）

第百十条　金融庁長官は、前条第一項第二号に掲げる場合であって、金利リスクに係る内部割引率手法を用いることが不適当と判断したときは、第百六条第一項の承認を取り消すことができる。

２　内部割引率手法採用社は、前項の定めるところにより、承認を取り消された場合は、金利リスクに係る内部割引率手法に代えて標準的手法を用いるものとする。

（金利リスクに係る内部割引率手法の適用）

第百十一条　内部割引率手法採用社は、次の各号に定めるところにより金利リスクの額を算出するものとする。

一　第十六条の規定にかかわらず、日本円については第百八条第二号の経済価値評価の手法において保険負債の額の評価に用いるイールド・カーブに基づき、日本円以外の通貨については第十六条に規定するイールド・カーブに基づき、第三章第二節第一款に規定する経済価値ベースの保険負債の額及び同章第三節に規定する再保険回収額を算出し、第三章の規定により内部割引率に基づく経済価値ベースのバランスシートを作成する。

二　第百三条第一項の規定にかかわらず、金利リスクの額は、同項各号に規定するストレス・シナリオに基づき、前号の内部割引率に基づく経済価値ベースのバランスシートにおける資産の額及び負債の額を再計算した場合の純資産の減少額を基礎として、第百四条の規定により算出した額とする。この場合においては、第百三条第二項の規定を準用する。

三　前号において準用する第百三条第二項におけるストレス・シナリオごとのイールド・カーブは、日本円については、第百三条第一項各号に規定するストレス・シナリオごとに、次のイ又はロに掲げる年限区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより算出するものとする。日本円以外については、第百五条に規定するストレス・シナリオごとのイールド・カーブとする。

イ　内部割引率において市場金利を直接参照している最終年限までの年限区分　第百八条第二号の経済価値評価の手法において保険負債の額の評価に用いるイールド・カーブに対して、ストレス・シナリオごとに次の算式により算出される値を加える。

$$\Delta L + \Delta S\left(\frac{1-\exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau}\right) + \Delta C\left(\frac{1-\exp(-\lambda\tau)}{\lambda\tau} - \exp(-\lambda\tau)\right)$$

ロ　内部割引率において市場金利を直接参照している最終年限を超える年限区分　第百八条第二号の経済価値評価の手法において保険負債の額の評価に用いるイールド・カーブの補外と整合的な手法に基づき算出する。当該イールド・カーブにおいてUFRを用いる場合にあっては、次の⑴及び⑵に掲げるシナリオの区分に応じ、当該⑴及び⑵に定める調整を、当該UFRに対して行うものとする。ただし、平均回帰シナリオにおいては当該UFRに対する調整を行わないものとする。

⑴　水準上昇シナリオ　UFRに10％を乗じた値又は0.15％のうちいずれか小さい値を加える。

⑵　水準下降シナリオ　UFRに10％を乗じた値又は0.15％のうちいずれか小さい値を減じる。

２　前項の規定にかかわらず、内部割引率手法採用社は、その事業の大部分にわたる会社分割その他の特段の事情がある場合には、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、金利リスクに係る内部割引率手法に代えて前目に規定する標準的手法を用いることができる。